

公益財団法人山梨県スポーツ協会表彰規程

第1条 この規程は、山梨県下の体育・スポーツの普及と発展に貢献した個人並びに団体を表彰するためのものである。

第2条 この表彰は、次の各号に該当するものについて行う。

1 体育功労者

(1) 本県のスポーツの普及振興に多年にわたって尽すいし、その功績が顕著である者。

2 特別優秀選手

(1) オリンピック大会に出場した者、又は団体

(2) 競技別世界選手権大会、アジア大会及びユニバーシアード大会において入賞した者、又は団体

(3) 公認の日本記録若しくは公認の世界記録を樹立した者、又は団体

(4) 国民体育大会に連続5回入賞した者、又は団体

3 優秀選手

(1) 国民体育大会、競技別全日本選手権大会、全国学生競技別選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校選手権大会及び全国中学校競技別選手権大会において、3位以内に入賞した者、又は団体

(2) 国民体育大会に10回出場した者、又は団体

4 特別優秀指導者

(1) 指導者として、オリンピック大会、競技別世界選手権大会に出場した者

5 優秀指導者

(1) 指導者としてアジア大会、ユニバーシアード大会に出場した者

(2) 3の(1)の大会に於いて3位以内の成績を連続3回収めた選手又はチームを直接指導育成に寄与した者

(3) 3の(1)の大会に於いて10回出場した者

6 奨励賞

(1) 小学校に在籍する4年生以上の児童で、全国的競技大会に出場し入賞した者、又は団体

第3条 表彰は、表彰状および記念品を贈ってこれを行う。

第4条 表彰の選考は、本会の加盟団体および事務局から推薦した候補について、理事会がこれを行う。

第5条 前年度表彰以降において死亡した者も表彰の対象として追彰することができる。

第6条 表彰は毎年1回、県体育祭りの秋季大会開会式において行う。

附則

昭和60年6月12日 一部改正 平成3年6月13日 一部改正

昭和63年6月7日 一部改正 平成6年6月13日 一部改正

平成元年6月22日 一部改正 平成8年7月30日 一部改正

この規程は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

平成31年4月1日 一部改正（名称変更）